平成25年9月19日

毎週月,水,金曜日発行

富山県報

号 外

目

次

公安委員会告示

○富山県公安委員会が行う交通規制についての一部改正

1

告

示

富山県公安委員会告示第119号

富山県公安委員会が行う交通規制についての一部改正について

富山県公安委員会が行う交通規制について(昭和46年富山県公安委員会告示第 125号)の一部を次のように改正し、平成25年9月20日から施行する。

平成25年9月19日

富山県公安委員会

委員長 髙 橋 卓 朗

別表第1 (1) 通行の禁止

高岡市の項第 228号の次に次の1項を加える。

229	市道	高岡市下黒田 742-1 シャーメゾン黒田横から 同 下黒田 411 中村里士方向かいまで	300	7~8:30	自動車・ 原付		
-----	----	--	-----	--------	------------	--	--

氷見市の項第27号を次のように改める。

27	市道北部中学校海岸線	永見市北大町11-55 比美乃江小学校口交差点から 同 北大町2-1 比美乃江小学校前交差点まで	220	7~9 13~15:30	自動車・ 原付	
----	------------	---	-----	-----------------	------------	--

別表第3 追越しのための右側部分はみだし通行の禁止

南砺市の項第21号の次に次の1項を加える。

22	国道 156号	南砺市皆葎 844-1 小原橋東詰めから 同 皆葎 462 茶木正男方前まで	680	終日		
----	---------	---	-----	----	--	--

平成25年9月19日印刷発行

発 行 富